

産業廃棄物の中間処理施設

この施設の事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の規定により、産業廃棄物処分業の 八尾市長 の許可を受けています。

産業廃棄物の種類	<p style="text-align: center;">廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く) (水銀使用製品産業廃棄物を除く) (水銀含有ばいじん等を除く)</p> <p style="text-align: right;">以上 1 種類</p>		
管理責任者		連絡先電話番号	
中間処理施設 所在地	大阪府八尾市	保管の高さ	m
		保管上限	m ³
事業者		許可年月日	令和 年 月 日
許可番号		許可の有効期限 満了日	令和 年 月 日
事業者住所	大阪府八尾市		